

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年11月28日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、これらの点から本件処分が違法又は不当であると主張している。

請求人は、生活保護を受けるようになってから、これまで3度、いずれも一か月間〇〇に渡航している。過去2回は、海外渡航に関して収入認定はされなかったにもかかわらず、本件処分がなされた。請求人の渡航は遊興目的ではない。請求人には、両親や兄弟等親類もほとんどいないが、〇〇には25年来の友人たちがおり、〇〇渡航は請求人にとって里帰りのようなものであるため、本件処分には納得がいかない。

また、弁明書及び証拠資料には、本件処分前に、海外渡航費用のための金銭を収入認定する旨を事前通告したとあるが、それは

虚偽であり、請求人はそのような通告は受けていない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年4月26日	諮問
平成29年6月19日	審議（第10回第4部会）
平成29年7月25日	審議（第11回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法4条1項、保護の補足性）、また、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法8条1項）。
- (2) 保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法25条2項）。
- (3) 法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取

扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問19答によれば、被保護者が海外に渡航した場合の生活保護の取扱いについて、海外渡航した当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となり、その収入認定は、その交通費及び宿泊費に充てられる額について行うことになるとされる。

しかし、次のような目的でおおむね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないとして、活用すべき資産にはあたらず保有を容認して差し支えないとしている。

- ① 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- ② 修学旅行
- ③ 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

(4) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版）」（以下「運用事例集」という。）問8-36「海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い」は上記(3)の生活保護の趣旨目的に反しない場合として、次のような目的も例示する。

- ④ 福祉的就労をしている者の職場旅行
- ⑤ その他、社会通念上やむを得ないと実施機関が判断した場合

また、「上記以外の目的で海外渡航をした場合（例：観光旅行、職場の親善旅行、治療目的の海外渡航等）には、その用途

が生活保護の趣旨目的に反することとなるため、渡航費用の範囲内で収入認定を行い、収入認定額は、当該渡航費用（宿泊費及び交通費）が世帯の最低生活費（医療扶助・介護扶助を除く）のおおむね3か月分を超えているか否かを一つの目安として判断するとする。つまり、渡航費用が著しく高額であり、社会通念上認め難いと考えられる場合はその全額を、そうでない場合は当該渡航期間中（出国日の翌日から帰国日の前日）の生活扶助相当額（基準生活費及び加算）についてのみ認定を行うとする。

- (5) 課長通知によれば、最低生活費の認定に当たり、日割計算を行わなければならないときは、原則として、30日を分母として日割計算をすることとされている（第7の間19答）。

## 2 本件処分について

### (1) 本件海外渡航の目的

上記1・(1)の保護の補足性の考え方に鑑みれば、本件海外渡航費用のための金銭は、請求人の最低限度の生活維持のために活用すべきものとして収入認定するのが原則であり、収入認定を要しないとする場面は限定的に解されなければならない。それゆえ、課長通知及び運用事例集では、上記1・(3)及び(4)における①ないし④の場合には、生活保護の趣旨目的に反しないと具体例を明確にしつつ、①ないし④に準じるような目的についてのみ限定的に、⑤「その他、社会通念上やむを得ない」場合として、収入認定を要しないことを認めているものと考えられる。

これを本件についてみると、本件海外渡航目的は「旧友に会うため」であり、上記1・(3)及び(4)で列挙された①ないし④のいずれにも該当しない。また、本件海外渡航目的は、①ないし④の各例示のうち「親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参」が

最も近いと思われるが、「親族」ではなく旧友に会うためのものであり、「冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参」のために渡航するという事情も、うかがわれないことからすれば、本件海外渡航目的が、「親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参」に準じるものと言うことはできず、⑤「その他、社会通念上やむを得ない」ものとは言えない。

以上のような事情からすれば、処分庁が、本件海外渡航の目的について、法の趣旨目的に沿った上記①ないし⑤の目的によるものではないと判断して、本件処分を行ったことについて、不合理であると言うことはできない。

## (2) 収入認定について

処分庁が行った収入認定方法を検証すると、本件海外渡航費用103,500円は、請求人が仕事と貯金により保護費をやりくりして捻出したものであり、また、平成28年10月の請求人の最低生活費（生活扶助及び住宅扶助）が127,790円であることからすれば、本件海外渡航費用は、最低生活費の3か月分を超える高額なものとは到底認められないため、本件海外渡航期間中の生活扶助相当額について収入認定すべきものである。

本件海外渡航は、平成28年10月5日に日本を出国し、同年11月6日に帰国していることから、請求人について本件海外渡航により収入として認定すべき額は、

$$\begin{aligned} & 69,151円(79,790円(同年10月分生活扶助相当額) \times 26日(出国日の翌日から同月末日まで) \div 30日) \\ & + 13,728円(82,370円(同年11月分生活扶助相当額) \times 5日(同月初日から帰国日の前日まで) \div 30日) \\ & = 82,879円 \end{aligned}$$

となる。

以上からすれば、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則ったものということができ、違算の事実も認められないことからすれば、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件海外渡航目的が、生活保護の趣旨目的に反しない場合に該当せず、本件海外渡航費用のための金銭を収入認定したとしても不合理と言えないことは上記2・(1)のとおりである。

また、本件処分は、本件海外渡航に係る渡航費用のための金銭を収入認定しているのであり、平成26年及び平成27年に同様の収入認定がされなかったとしても、そのような事情は、本件処分を行うことについての妨げとはならない。

さらに、収入認定に関する事前通告がなかったという請求人の主張については、法の仕組みとしては、当該通告の有無にかかわらず、海外渡航費用のための金銭は、請求人の最低限度の生活維持のために活用すべきものとして収入認定されるべきものであるから、本件処分を違法又は不当なものとして判断することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美